

今後の検討の進め方（案）

【規制の仕組みについての検討について】

- 「現行の仕組みでは、個別に措置を定める特化則等の特別規則と、措置の内容は事業者に委ねられているリスクアセスメントが並立しており、国のリスク評価で規制が必要と判断された物質は、特別規則に追加する取組が進められているが、今後、こうした仕組みはどうあるべきか」という論点については、大きく分けた3つめのテーマである「国による化学物質のリスク評価」と一体的に議論する必要があるのではないか。
- これらの検討は、専門技術的な検討も必要と考えられることから、検討会の下に別途ワーキンググループを立ち上げ、リスク評価等に詳しい専門家などにも参加いただいて検討を行い、その結果を検討会に報告していただき、検討を行うこととしてはどうか。

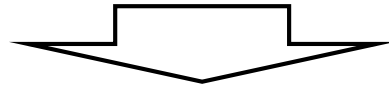
【今後の検討スケジュールについて】

今後の検討は以下の段取りで進めることとしてはどうか。

- ・ 以下のテーマについては、引き続き検討会で議論を行い、年内を目途に方針を中間とりまとめを行う。その後、ワーキンググループの検討が終わるまで、一旦検討会は休止することとする。
 - ①サプライチェーン等を通じた化学物質等の危険有害性等の情報伝達
 - ②事業場における化学物質等の管理・対策と中小企業等での管理・対策を促進するための措置のあり方（「現行の制度の徹底」、「現行制度の課題への対応（制度見直しの要否の検討）」）
 - ③化学物質等の管理を担う人材の確保等のあり方
- ・ 今後の規制の仕組みのあり方（国による化学物質のリスク評価を含む）については、ワーキンググループで9月を目途に検討を開始し、来年度の早い段階でワーキンググループとしての結果をとりまとめ、その時点で検討会を再開し、検討会で検討を行って最終的なとりまとめを行う。

<国による化学物質のリスク評価に関連する検討会委員・ヒアリング対象者の主な発言>

- 省庁別にばらばらにやっているリスク評価について、適用は別々だとしても、その基本となる評価までは統一するべき。
- 化審法の届出情報を共有して労災防止対策に活用できないか。
- 他省庁、他法令との連携を促進し、企業の化学物質管理の負担を軽減するべき。
- 新規化学物質の有害性調査で実施されている変異原性試験について、GHSの分類判定基準など国際的な整合性から位置づけし直す必要がある。



<ワーキンググループにおける検討事項のイメージ（案）>

(1) 化学物質に関する管理体系のあり方

個別に措置を定める特別規則による管理（国によるリスク評価で規制が必要とされた物質は特別規則に追加）と、リスクアセスメントを基本とする自主的な管理の今後の関係性を整理し、これを踏まえた管理体系のあり方について検討

(3) 管理体系を踏まえたリスク評価のあり方

化学物質の管理体系を踏まえた国によるリスク評価及び事業者によるリスク評価のあり方について、他の法令や海外の取組も参考としつつ、効率的・効果的なリスク評価の仕組みについて検討

- 有害性だけでなく、ばく露情報（製造・輸入量、用途等）をより勘案したリスク評価の仕組み
- リスク評価の実施主体についての考え方の整理
- リスク評価における手段の1つとして実施している国による各種試験（発がん性試験など）のあり方
- 有害性等に関する情報の一元化、他省との連携

(2) 新規化学物質の有害性調査

変異原性試験を中心に運用している有害性調査制度について、他の法令やGHSとの整合性等も勘案して、あり方を検討

(参考) 国による化学物質のリスク評価の現状等

- 国は、特別規則の対象でないSDS交付義務対象物質※の中から、ハザードの高い物質（発がん性（IARC 1, 2A、2B）、生殖毒性その他の毒性の高い物質を優先）を選定し、有害性及び日本国内でのばく露の状況を把握することにより、当該化学物質によるリスクを評価。平成18年度以降これまで約250物質を対象に評価を進めており、評価の結果に基づいて、28物質を特定化学物質障害予防規則に追加。

※ IARC 2 B以上の約500物質中、約300物質がSDS交付義務対象

- 近年、印刷事業場での未規制物質による胆管がんの集団発生（印刷用溶剤として未規制物質であった1,2-ジクロロプロパン（当時のIARCの発がん性分類は3（分類不能））等を使用・多数の労働者が当該物質にばく露し、その結果胆管がんが集団発生）や、未規制物質（オルト-トルイジン）の経皮吸収等による膀胱がんの集団発生などが続発。

※ これらの遅発性疾病は、国が把握する制度がなく学会発表等により把握

- 化学物質による休業4日以上の死傷者（平成29年）は8割が特別規則の対象外物質によるもの。
- 欧州では、平成19年から、年間1トン以上の化学物質を製造又は輸入する事業者には用途別の製造・輸入量などを提出・登録（製造又は輸入量が10トンを超える場合は労働ばく露を含むリスク評価等の化学物質安全性報告書の提出も必要）を義務づけるREACH制度が開始。欧州化学物質管理庁は、この登録情報に基づき、流通規制を含む化学物質管理を実施。
- 日本国内においても、平成21年に化審法の改正により、環境分野においては、ハザード（有害性）のみに着目した規制から、「環境排出量（暴露量）」を加味したリスクベース（労働ばく露は除く。）の評価体系に規制を見直し。この改正により、REACH制度と同様に、年間1トン以上の化学物質を製造又は輸入する事業者には用途別の製造・輸入量の届出が義務づけられ、届出情報に基づき、有害性と環境排出量に基づく排出量規制、リスク評価等が行われている。

<労働安全衛生分野の国によるリスク評価の仕組み>

